

高齢者虐待防止法

(H18.4.1施行)

『高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

■ 目的 (法第1条)

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 高齢者虐待を受けた者の保護
- ③ 養護者の負担軽減

■ 虐待の類型 (法第2条)

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

■ 定義 (法第2条)

「高齢者」とは… 65歳以上の者

「養護者」とは… 高齢者を現に養護する者であつて、養介護施設従事者等以外のもの

「養介護施設従事者等」とは…

老人福祉法または介護保険法に規定する養介護施設、
養介護事業において業務に従事する者

※ 業務時従事する者は、直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員、
介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含む。

3

養介護施設・養介護事業とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

4

養介護施設従事者等の通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら



市町村へ通報

●養護者による虐待【家庭内虐待】 (高齢者虐待防止法第7条)

- ・生命又は身体に重大な危険がある場合
- ・それ以外の場合



通報義務
努力義務

●養介護施設従事者等による虐待【施設内虐待】 (同法第21条)

- 従事者等本人が従事する施設等で発見



通報義務

※生命等への重大な危険の有無に問わらず、通報義務がある。

- それ以外で発見

- ・生命又は身体に重大な危険がある場合
- ・それ以外の場合



通報義務
努力義務

5

通報者の保護

(高齢者虐待防止法第21条)

●守秘義務との関係

秘密漏示罪や 守秘義務違反に問われることはない。

●不利益取扱いの禁止

通報したことを理由として 不利益な扱いを受けない。



(解雇, 降格, 減給など)

※いずれも、虚偽・過失を除く。

早期発見・早期対応をはかるため

虐待と疑われる事案が発生したときこそ・・・

適切なケア・サービスの提供ができているか確認・検討を！

6

令和5年度高齢者権利擁護（虐待防止）推進事業における事業者向け 研修開催の案内

1 目的

県では、介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。）の従事者や管理者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、高齢者虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を図る観点から、介護現場における高齢者の権利擁護及び虐待防止のために必要な人材を養成することを目的に次の研修を開催します。

※県ホームページ リンク先

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/koureisyagyakutai.html>

2 実施主体 鹿児島県

3 研修内容

（1）講師養成研修（委託先：鹿児島県老人福祉施設協議会）

事業所内における定期的な虐待防止検討委員会及び従業者に対する研修等の開催について、企画立案、運営等を担う高齢者の権利擁護のために必要な人材を養成する。

- ・開催時期 令和5年7月21日（金）
- ・開催方法 Zoomオンライン方式
- ・開催要項等の詳細は鹿児島県HP掲載
(指定参加申込フォームURL)

鹿児島県老人福祉施設協議会 <https://forms.office.com/r/eHRzMt1hSg>

（2）権利擁護推進員研修（委託先：鹿児島県老人福祉施設協議会）

介護施設等（地域密着型施設、有料老人ホーム等を含む）の施設長、介護主任等の指導的立場にある者（2名1組）を対象に、講義・演習・自施設実習を通じて高齢者虐待防止法の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組及び利用者の権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

- （1）の研修の理解をさらに深めるもの
- ・開催時期 令和5年9月27, 28日及び12月7, 8日
- ・開催方法 集合研修を基本
- ・申込方法等の詳細は、県老人福祉施設協議会ホームページに掲載予定

（3）看護職員研修（委託先：鹿児島県看護協会）

介護施設等の看護職員を対象に、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を介護施設・サービス事業所・地域等において、実践できる人材を養成する。

- ・開催時期 令和5年7月13, 14日
- ・開催方法 集合研修を基本
- ・開催要項等の詳細は鹿児島県HP掲載
- ・申込方法等の詳細は、「鹿児島県看護協会研修管理システムマナブル」から
鹿児島県看護協会 (manaable.com) <https://k-kango.manaable.com/>

4 受講対象施設等

(1) 居宅サービス事業所

訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所、及び居宅介護支援事業所など

(2) 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所など

(3) 介護施設及び老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など

◎ 国の基準改正（令和3年3月）において、全ての介護サービス事業所等が虐待防止規定（※）を定めなければならないことが義務付けられており、その経過措置期間が令和5年度末で終了することから、今年度からメニューを拡充し、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待防止検討委員会の責任者（担当者）を養成する「講師養成研修」を実施します。

※ 「虐待防止規定」とは、

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと、です。

◎ 国が実施した令和3年度の対応状況等に関する調査結果においても、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、約3割が過去に何らかの指導等を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが約2割あったと公表されております。事業者におかれましては、介護サービス事業所・施設等（有料老人ホーム含む）の従事者の積極的な参加に努めるようお願いします。

※令和3年3月の厚生労働省基準省令改正（概要）

- ① すべての介護サービス事業者において高齢者虐待防止のための検討委員会を開催しその結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- （令和5年度末までの経過措置期間内に設置されない場合は基準違反が問われる**
ことになります）